

1. 緑の基本計画について

■ 緑の基本計画とは

市が、主として都市計画区域内における緑地保全や緑化推進に関して、その将来像、目標、施策等を定める基本計画です。これにより、緑地保全及び緑化推進を総合的、計画的に実施することができます。（都市緑地法第4条に基づく）

■ 都市計画区域とは

市において自然的条件、社会的条件を勘案して、一帯の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域のことを言います。

西予市においては、旧三瓶町、旧宇和町、旧野村町において都市計画区域が設定されており、緑の基本計画では、この3つの地区の都市計画区域が対象となります。

■ 計画の内容

計画では、次の内容を定めます。

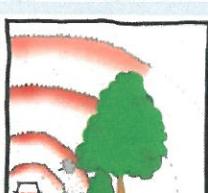
- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑に関する施策の方針
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

■ 緑の主な機能

緑の主な機能として、次の4つの機能を挙げ、方針等の検討を行います。

○環境保全機能

- ・騒音や排気ガスを和らげ、快適な生活環境を保つ。
- ・生き物の生息環境を確保する。
- ・気温を抑え、温暖化を和らげる。



快適な生活環境

○レクリエーション機能

- ・自然とふれあう学習の場を提供する。
- ・木陰をつくり休養休息の場となる。
- ・散策や運動、遊びの場となり、健康の増進につながる。



自然とのふれあい

○防災機能

- ・火災時の延焼防止に役立つ。
- ・公園や緑道が災害時の避難場所や避難路となる。
- ・山林が雨水を蓄え、土砂崩れや洪水といった災害の危険を防止する。



延焼の防止

○景観構成機能

- ・巨木や並木、サクラやレンゲなどの花が、地区の目印や象徴となる。
- ・自然豊かな景観を形づくる。
- ・田園など良好な風景を構成する。



地区の目印・象徴